

『車両系建設機械運転技能講習』 (解体用)

これまで機体重量3t以上の車両系建設機械(解体用)の運転資格は、ブレーカのみが対象となっていました。しかし、法令改正により平成25年7月1日より、ブレーカに加え、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機が追加で運転資格が必要となり、従来3時間で行っていた講習が5時間に変更になりました。平成25年6月30日までに修了した資格では、平成26年7月1日以降(1年間の猶予期間後)はブレーカ以外の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を運転できなくなりましたのでご注意ください。

当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致します。

なお、本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

【修了証で運転できる代表的な建設機械】

機体重量に関わらずブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を使用した解体業務

1. 日程

第1回	2020	4月11日(土)	第5回		10月3日(土)	時間 8:00～ (修了試験あり)
第2回		6月27日(土)	第6回		11月21日(土)	
第3回		8月1日(土)	第7回	2021	1月23日(土)	
第4回		8月29日(土)	第8回		3月6日(土)	

※ 受講希望者が少数の場合は中止若しくは延期する場合がございますので、ご了承願います。

2. 場所：(公社)福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場(戸畑区中原46-1)

3. 受講料・テキスト代(消費税込み) (単位：円)

区分	時間	受講料	テキスト代	合計
一般(会員・非会員を問わず)	5.0時間	19,800	1,650	21,450

4. 受講資格：車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者

※講習時間と別に、学科・実技それぞれ修了試験を行います。

5. 申込み方法

・若松労働基準協会にて定員の空き状況を確認の上、先に電話でご予約願います。

・技能講習受講申込書に必要事項を記入の上、①～③を添えて若松労働基準協会へお申込み下さい。

(受講申請書は当協会のホームページ上にあります)

① 証明写真1枚(正面・無帽・無背景・不鮮明な写真不可・縦30mm×横24mm)の裏面に氏名を記入して、申請書に貼付けしてお申込み下さい。

② 記載事項確認書のコピー

③ 講習一部免除の方は、それを証明する資格証のコピー。

講習一部免除の資格証や修了証は、原本を講習初日の受付時に確認させていただきますので、必ずご持参し提示願います。講習期間中に確認できない場合は、受講不可となります。

④ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。

尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。

※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

6. 連絡先・振込先等

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部(若松労働基準協会)
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL:093-751-6563、FAX:093-863-6567
受講料振込先:北九州銀行若松支店(普通預金)NO.6149469
口座名:公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部
(振込手数料は貴社にてご負担願います)

7. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）ご利用のおすすめ【労働局扱い】

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費及び賃金の一部を助成する制度です。

支給要件

- 資本金3億円以下または従業員300人以下であること。
- 雇用保険の適用事業所で、保険料率が12.0/1,000であること
- 講習を受ける者が被保険者であること

助成内容

- 経費助成（受講料等）、賃金助成（日当）

注) 事業所ごとに助成額が異なる場合があります。

手続方法

上記助成金をご利用の場合は、受講申請時に当協会へ連絡願います。

（講習修了後、連合会より助成金請求に必要な書類を送付しますので、到着後は事業所より申請してください。）

- 各種手続き不備により助成金が支給されない等のトラブルは当協会で一切の責任を負いかねますのでご承知おきください。